

排ガス浄化装置の型式承認基準に関する事項

改正規則等

海洋汚染防止のための構造及び設備規則

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領

改正事項

排ガス浄化装置の型式承認基準に関する事項

改正理由

MARPOL 条約附属書 VI 第 14 規則においては、船舶から放出される硫黄酸化物による大気汚染の防止を目的とし、船舶で使用される燃料中に含まれる硫黄について、質量濃度の上限値が規定されている。

本会は、IMO 決議 MEPC.259(68)の規定に適合する排ガス浄化装置を当該規則に適合する燃料の使用と同等以上の実効性を有するものとして受け入れている。

この程、国土交通省の通達（国海査第 377 号の 2）により当該排ガス浄化装置に備える連続監視装置（排ガス監視）及び監視記録装置（排水監視）を対象に性能試験及び環境試験を含む型式承認試験基準が制定されたことから、関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 排ガス浄化装置に備える連続監視装置及び監視記録装置は、原則として、国土交通省の型式承認を受けたものとする旨規定した。
- (2) 国土交通省の型式承認試験と重複する製造中登録検査の検査項目（振動試験）を削った。

改正条項

海洋汚染防止のための構造及び設備規則 2 編 2.1.3

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 2 編 2.1.3, 8 編 1.2.2, 2.2